

「茨城のグリーン・ツーリズム」に掲載する情報取扱い基準

「茨城のグリーン・ツーリズム」ホームページに掲載する情報について、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

1 掲載する情報の基準は、以下の全てを満たすことである。

- ① 県内で行われるグリーン・ツーリズムに関するものであること。
- ② 県又は市町村が実施又は支援するイベント、もしくは農家民宿、農家レストラン、その他の都市農村交流施設等のPR。
- ③ 次の全てに該当しないもの
 - (1) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (2) 社会問題についての主義主張
 - (3) 個人の氏名広告
 - (4) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
 - (5) 公序良俗に反する恐れのあるもの

2 ①②の農家民宿とは、農林漁業者が経営するもので、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業をいう。

3 ①②の農家レストランとは、農林漁業者が経営するもので、自家の生産物や地域の食材を活かして自ら調理をし、農山漁村ならではの料理を提供するものをいう。

4 掲載する情報は、県又は各市町村が県農村環境課に提出するものとする。

なお、情報は別添「『茨城のグリーン・ツーリズム』への掲載依頼書」を参考に、内容を記載したものにパンフレット等の関係資料を添えて提出するものとする。

また、原則として、掲載した情報については、事業終了後概ね1ヶ月後までに、前期の様式を参考に実施内容を記載したものに写真等（電子情報）を添えて、提出するものとする。

5 イベント情報は、開催1ヶ月程度前から掲載し、イベント終了次第過去の情報に移動する。

6 施設案内情報の掲載期間は、3ヶ月程度とする。

適用年月日 平成20年11月1日

(参考様式)

「茨城のグリーン・ツーリズム」への掲載依頼書

県事務所等・市町村名
所属名
担当者名
連絡先

1 事業実施主体

名称

住所

TEL

E-mail

2 実施（予定）時期

3 実施（予定）場所

4 対象者

5 事業内容